

平成28年度

定期監査結果報告書
(年間総括)

(一般会計及び特別会計)
(公営企業会計)

平成29年9月

北海道監査委員

平成28年度 定期監査結果報告書（年間総括）

目 次

第1	監査結果報告について	1
第2	監査の概要	
1	監査対象部局及び実施期間	1
2	監査の主眼	1
3	監査の実施方法	1
4	監査結果の区分	2
第3	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	3
2	不適切な会計処理等を行っているもの	4
3	収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの	6
4	経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの	8
5	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	8
6	公用車による交通事故等が発生しているもの	12
7	公有財産の損傷等が発生しているもの	13
8	その他是正又は改善を求めたもの	15
第4	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	16
2	不適切な会計処理等を行っているもの	17
3	経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	17
4	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	18
5	公用車による交通事故等が発生しているもの	19
6	資産の損傷等が発生しているもの	19
	(別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数	20
	(別記2) 項目別監査結果一覧	23

第1 監査結果報告について

監査結果報告は、地方自治法の規定に基づき実施した監査の結果について、議会、知事等に提出し、公表しているものであり、監査対象部局における早期の改善を促すため、年3回に分けて行っている。

年間総括である本報告書は、これまで報告した3回分の監査結果を総括して、指摘事項等の件数の経年的な推移、部局毎の件数などの年間の状況を掲載するとともに、監査結果について、その内容等に基づき項目別に区分するなど、平成28年度の監査結果を取りまとめたものである。

第2 監査の概要

1 監査対象部局及び実施期間

監査は、道の全420部局を対象とし、一般会計及び特別会計にあつては平成28年11月から平成29年8月までの間に、公営企業会計にあつては平成28年11月から平成29年7月までの間にそれぞれ実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成28年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、経済性、効率性及び有効性並びに合規性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 支出事務の執行について
- ウ 入札・契約事務の執行について
- エ 業務委託の執行について
- オ 物品の調達と管理について
- カ 補助金の執行について
- キ 財産の管理について
- ク 工事（技術）の執行について

(2) 公営企業会計

- ア 病院事業の経営の改善について
- イ 電気事業の安定したサービスの提供について
- ウ 工業用水道事業の経営の健全化について

3 監査の実施方法

- (1) 全420部局のうち、218部局については実地監査を実施し、202部局については書面監査を実施した。

(単位：部局)

会計	区分	本庁	出先機関等	計	実地監査	書面監査
一般会計及び特別会計	知事部局	9	44	53	48	5
	各種委員会等事務局	5		5	5	
	教育庁	1	278	279	118	161
	警察本部	1	74	75	39	36
	計	16	396	412	210	202
公営企業会計	知事部局 (病院事業会計)	1	6	7	7	
	企業局 (電気事業会計及び工業用水道事業会計)	1		1	1	
	計	2	6	8	8	
合計		18	402	420	218	202

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、内容を確認した。
また、牽制効果を高めるために、当初書面監査の対象として通知した部局のうち、7部局について実地監査に変更した。
なお、実地監査対象部局の26出先機関等については、定期監査実施前に予備監査を実施した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、部局別に是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項又は検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則又は通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性及び有効性の視点から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成26年度から平成28年度までの、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
予 算	2	1	1	1						3	1	1
収 入	10	18	9	11	14	16		1		21	33	25
支 出	28	19	21	48	47	35	1			77	66	56
契 約	17	10	8	26	37	37		1		43	48	45
財 産	11	25	18	27	19	24		1		38	45	42
工事(技術)		1		22	11	9	2			24	12	9
経 営 管 理	1	1								1	1	
そ の 他	11	17	24	24	30	40				35	47	64
計	80	92	81	159	158	161	3	3		242	253	242

注 平成26年度の指摘事項のうち、支出の件数には、随時監査結果の1件を含む。

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成28年度実績）

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局	48	115		163
各 種 委 員 会 等 事 務 局	1	2		3
教 育 庁	11	26		37
警 察 本 部	21	18		39
計	81	161		242

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（平成28年度実績）

次頁以降に掲載する各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
不 適 切 な 会 計 処 理 等	10			10
収 入 確 保	6	2		8
経 済 性、効 率 性 及 び 有 効 性	1	2		3
合 規 性	23	121		144
交 通 事 故 等	8	25		33
公 有 財 産 の 損 傷 等	32	11		43
そ の 他 是 正 等	1			1
計	81	161		242

2 不適切な会計処理等を行っているもの

「監査の主眼」に基づき監査を実施した結果、次の事項に該当する事案については、不適切な会計処理等を行ったものとして、特に問題がある。

- ・職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの
- ・予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

職員が業務を執行するに当たっては、道民との信頼関係のもと公務員としての使命と責任を自覚し、服務規律の確保や法令遵守についての意識を常に持ち、実施しなければならない。

「不適切な会計処理等を行っているもの」については、これまでも定期監査等において、是正又は改善を求めてきたところであるが、平成28年度においても私費払いや支出負担行為に係る決定書を作成していないなど、不適切な会計処理等がいまだに後を絶たず、同様の事案が発生している。

これらの事案の再発防止のためには、それぞれの職員が業務における法令等の遵守についての意識を強く持つこと、管理監督の立場にある職員が、職責の重要性を自覚するとともに、不適切な会計処理等が発生した要因を踏まえた適切な指導監督を行うことが必要であり、職場全体でのチェック体制のさらなる構築を強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

(1) 総務部

物品購入等の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、15件、148万2,192円あった。

また、書面により支出の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、上記を含め、19件、166万8,599円あった。
(第3回報告書)

(2) 経済部

物品購入等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、19件、377万4,048円あった。

また、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、上記を含め、20件、496万2,048円あった。
(第3回報告書)

(3) 石狩振興局

生活保護費返還金収入において、歳入を分割して納入させる処分を行ったときは、納期の到来するごとに調定し、直ちに、納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これらが遅延しているものが、平成27年度及び28年度において、70件、34万2,100円あった。
(第1回報告書)

(4) 後志総合振興局

生活保護費の支給開始に当たっては、資産や収入の状況などの必要な調査を行い、生活保護の要否や保護支給額を決定しなければならないが、この決定を行わずに生活保護費を支給しているものがあり、また、支給開始後においては、訪問調査等を実施することにより、収入状況等を把握しなければならないが、これを把握しないまま、生活保護費を支給したことから、平成25年度から平成28年度までにおいて、過大に支給しているものが、7件、577万421円、過少に支給しているものが、1件、1万5,406円あった。

(第2回報告書)

(5) 上川総合振興局

ア 物品修繕の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、2万9,160円あった。

また、当該支出については、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、これが遅延していた。

イ 公用車による交通事故により相手方に損害を与えたときは、道による賠償手続きを経て、支払を行わなければならないが、事故の当事者である運転者が必要な事故報告を行わず、相手方車両の修繕費の一部を私費により支払っているものが、1件、10万円あった。

(第3回報告書)

(6) 教育庁

ア 物品購入等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、7件、41万1,777円あった。

また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、この期限を超えて支出していた。

イ 単身赴任手当について、支給要件を欠くこととなったときは、速やかに届出を行わなければならないが、この届出を行わなかったことから、平成26年4月分から平成29年2月分までの期間において、過払いとなっているものが、1名分、93万7,200円あった。

(第3回報告書)

(7) 渡島教育局

平成26年度の旅行依頼に係る旅費について、支出の事務処理を怠り、私費により支払っているものが、1件、2万8,690円、支出が遅延しているものが、5件、10万6,190円、未払いとなっているものが、3件、4万8,100円、計9件、18万2,980円の不適切な事務処理があった。

(第1回報告書)

(8) オホーツク教育局

教育研究活動促進事業費補助金において、交付の申請があったときは、その内容等を調査し、速やかに補助金の交付の決定等を行わなければならないが、これを行わず、私費により申請者の口座に振り込んでいるものが、平成25年度から平成27年度までの期間において、3件、110万円あった。

(第1回報告書)

3 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

道税収入及び税外諸収入において、収入未済額が多額となっていることから、その解消のため、適切な措置を要する。

道税や放置違反金収入等の一部の税外諸収入において、収入未済額解消に向けた各種の取組を行った結果、収入未済額が減少しているものがある一方、母子福祉資金貸付金収入等の税外諸収入の中には、収入未済額解消の取組が十分とはいえないものがあることから、税外諸収入の収入未済額解消について、各部局において滞納の実態に応じたさらなる対策を講じるなど、取組の強化を求めるものである。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 収入未済額が減少しているものの引き続き是正又は改善が必要なもの

〔道税収入〕

道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置し収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金等の差押えなどの強化やコンビニ納税、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めることなどにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(総務部：第3回報告書)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H28	616,561,191	603,841,498	1,296,898	11,422,795	97.9
H27	604,482,077	589,579,583	1,290,133	13,612,361	97.5

〔放置違反金収入(税外諸収入)〕

放置違反金については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与、動産の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の休日における催告の実施など徴収対策の強化により、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(警察本部：第3回報告書)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H28	461,695	288,384	28,807	144,504	62.5
H27	504,387	301,552	16,976	185,859	59.8

(2) 収入未済額解消の取組が十分でないもの

〔母子福祉資金貸付金収入等（税外諸収入）〕

母子・寡婦・遺児等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては、長期間にわたり文書や電話等による催告を行っていないものなど、滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

（保健福祉部：第3回報告書）

（単位：千円、％）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H28	4,186,297	1,355,165	124,739	2,706,393	32.4
H27	4,290,119	1,399,365	145,328	2,745,426	32.6

【平成28年度 税外諸収入の合計】

税外諸収入のうち、収入未済額が1,000万円以上のものについて集計した。

（単位：千円、％）

区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率		
					H28	H27	前年比
母子福祉資金貸付金収入等	4,186,297	1,355,165	124,739	2,706,393	32.4	32.6	▲ 0.2
中小企業高度化資金貸付金収入等	10,877,730	2,448,931	0	8,428,799	22.5	15.2	7.3
林業・木材産業改善資金貸付金収入等	430,950	148,873	10,396	271,681	34.5	31.6	2.9
道営住宅使用料収入等	6,536,311	5,629,063	29,602	877,646	86.1	86.1	0.0
放置違反金収入	461,695	288,384	28,807	144,504	62.5	59.8	2.7
農業改良資金貸付金収入	196,045	148,202	0	47,843	75.6	79.2	▲ 3.6
公立高等学校奨学資金貸付金収入等	10,237,578	10,083,144	12,626	141,808	98.5	97.7	0.8
平成28年度 税外諸収入合計	32,926,606	20,101,762	206,170	12,618,674	61.1	54.8	6.3
平成27年度 税外諸収入合計	29,632,017	16,242,014	202,358	13,187,645			

※ 本表は、平成28年度定期監査において、指摘事項及び指導事項とした税外諸収入のみを集計したものである。

4 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

地方公共団体においては、行財政改革による効率的かつ効果的な行財政の執行が求められており、業務の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことから、次の事項に該当する事案については、経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めた。

- ・ 事務事業の実施において、経費節減が可能なもの〔**経済性**〕
- ・ 実施した事務事業において、コストに見合う成果（最少のコストで最大の効果）が上がっていないもの〔**効率性**〕
- ・ 実施した事務事業において、成果が上がっていないもの〔**有効性**〕

主な監査結果は、次のとおりである。

・ 支出に係る事項

車庫洗車機に係る電気料金及び水道料金の支出において、故障により洗車機を使用していないにもかかわらず、電気料金等を支払い続けていることから、不経済な支出となっているものが、10万5,876円あった。（オホーツク総合振興局：第2回報告書）

5 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは職員としての基本であり、合規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあつた。

この中には、基本的な事務処理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、多くの場合は、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足などに起因するものと考えられる。

法令等に従わずに行つた事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さなミスが大きな事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、本報告書を活用し、内部牽制の強化や業務進行管理の徹底など、チェック機能の強化に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 予算に係る事項

機器の保守に係る契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、1件、8万7,804円あつた。（後志教育局：第1回報告書）

(2) 収入に係る事項

ア 心身障害者扶養共済掛金収入について、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、滞納者ごとの滞納額の把握を適切に行っていないなどから長期間これを行わず、不納欠損処理も行っていないなどあつた。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。

（保健福祉部：第3回報告書）

イ 随時の収入については、収納すべき原因の発生の都度、直ちに、調定することとされているが、委託業務において発生した余剰金について、調定及び納入通知書の発行が遅延したため、平成27年度歳入とすべきところ、平成28年度歳入としているものが、1件、579万3,571円あった。
(経済部：第3回報告書)

(3) 支出に係る事項

ア 扶養手当等の支給において、被扶養者が雇用保険法に基づく基本手当の受給により、扶養親族としての要件を欠くこととなったときは、速やかに届出を行わなければならないが、この届出を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1名分、10万2,511円あった。
(総務部：第3回報告書)

イ 民生委員等関係経費負担金については、交付対象者から提出のあった精算報告書に基づき、額の確定を行うこととされているが、これを行っていないものが、14件、1,905万9,520円あった。
(空知総合振興局：第3回報告書)

ウ 扶助費や使用料及び賃借料の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、28万1,822円あり、うち年度を超えて支出しているものが、1件、6万2,722円あった。
(石狩振興局：第1回報告書)

エ 社会福祉施設整備費補助金において、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査の上、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知することとされているが、これらを行っていないものが、4件、565万8,000円あった。
(胆振総合振興局：第1回報告書)

オ 高等学校等進学奨励費補助金において、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査の上、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知することとされているが、これらを行っていないものが、6件、113万802円あった。
(日高振興局：第3回報告書)

カ 時間外勤務手当等の支給において、公用車を運行した場合の時間外勤務手当等の対象となる職員は、現に公用車の運行業務を行った職員に限られることとされているが、同乗している職員に対し、これら手当を支給したことから、時間外勤務手当が過払いとなっているものが2名分、9,932円、休日勤務手当が過払いとなっているものが8名分、5万435円あった。

また、公用車の運行業務に従事したにも関わらず、当該時間に対し、時間外勤務手当を支給しなかったことから、未支給となっているものが、2名分、4,926円あった。
(根室振興局：第2回報告書)

キ 自動車の賃貸借契約に係る借上料については、契約に基づき翌月30日までに当該月分を支払わなければならないが、これを支出していないものが、6件、53万18円あった。
(札幌高等技術専門学院：第1回報告書)

ク 特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償については、職務に従事したときの翌月10日までに、支給することとされているが、支給が遅延しているものが、1名、13箇月分、31万3,262円あり、このうち、年度を超えて支給しているものが、10箇月分、26万220円あった。
(空知教育局：第2回報告書)

ケ 特別職非常勤職員の報酬について、付与すべき年次有給休暇の時期及び日数を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理したことから、過払いとなっているものが2件、2万3,100円あり、さらに、平成27年度において、年次有給休暇の取得が可能であったが、欠勤として処理したことから、未支給となっているものが3件、3万6,300円あった。
(空知教育局：第2回報告書)

コ 報酬の支出において、特別職非常勤職員の任用については、任用決定の上、辞令を交付して行うこととされているが、任用決定をせずに市町村に派遣し業務を行わせ、報酬を支給しているものが、10名分、640万2,000円あった。
(後志教育局：第1回報告書)

サ 交通信号機等に係る電気料金請求書の提出を受けたときは、その請求内容などについて根拠等を調査した上、支払をしなければならないが、移設工事等に伴って撤去した交通信号機等に係る電気料金の請求に対する確認を十分に行わず支払い続けたことから、平成23年度から平成28年度までの間に電気料金が過払いとなっているものが、184施設、1,614万7,927円あった。

また、交通信号機等を設置し、新たに電気の供給を受けようとするときは、電力会社に申込みを行い、施設ごとに使用に応じた電気料金を支払うこととなるが、長期間にわたり電気料金の請求がされていないにもかかわらず、その原因等を確認せず、平成28年度末において電気料金の請求を受けないままとなっている交通信号機等が63施設あった。
(警察本部：第3回報告書)

シ 役務費の執行については、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為に相当する行為を行わなければならないが、これが遅延しているものが、2件、7万830円あった。

また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしていないことから、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、これが遅延していた。
(土別警察署：第2回報告書)

(4) 契約に係る事項

ア 委託業務の予定価格の積算において、委託業務処理要領にない業務を含めて積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、5万6,970円あった。
(総合政策部：第3回報告書)

イ 物品の調達及び保守業務に係る一般競争入札において、入札公告や入札説明書等には、契約の目的を表示し、数量、仕様等を詳細に示すとともに、契約期間等を明らかにすることが必要であるが、保守業務名やその内容、保守期間を記載せずに公告を行っていた。

また、業務内容等に関し照会のあった入札参加予定者のみに、当該入札には保守業務が含まれる旨、口頭により教示し、入札に参加させるなどして、それぞれの業務ごとに契約を行っているものが、2件、1,302万1,776円あった。

このうち、上記保守業務については、保守契約期間を1年間として積算や入札を行ったが、契約時には、保守契約期間を年度末までの6か月として、別途、見積書を徴して、落札額と異なる金額により契約を締結していた。
(保健福祉部：第3回報告書)

- ウ 庁舎清掃委託業務において、締結しようとする契約の業務処理要領に基づいて予定価格を積算した結果、歳出予算配当予定額を上回ることから、業務処理要領により実施させる業務のうち、日常清掃以外の床ワックス清掃等の定期清掃や窓ガラス清掃等の特別清掃を除外して積算を行い、過少となった予定価格により入札を実施し、契約を行っていた。
(日高振興局：第3回報告書)
- エ 物品購入の一般競争入札の執行において、入札に参加する者に必要な資格を定めた場合には、一般競争入札に参加しようとする者が当該資格を有するかどうかを審査するものとされているが、この審査を適切に行わず、入札参加資格を有しない者を入札に参加させ、契約を締結しているものが、1件、129万6,000円あった。
(上川総合振興局：第3回報告書)
- オ 設備の保守点検業務委託に係る一般競争入札の執行において、その入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示し、契約を締結しようとするときは、公示した参加資格や入札期日等の必要な事項を公告しなければならないが、知事が定めた庁舎等清掃の参加資格をその入札の参加資格要件とし、当該業務委託に係る参加資格の公示を行っていないものがあった。
また、入札公告に示した参加資格要件に誤りがあった場合は、本来、この入札を中止すべきであるにもかかわらず、決定書に添付した入札公告を当該要件を削除したものに差し替え、問い合わせのあった申請者のみに当該要件の削除を通知し、入札参加資格審査申請書を受理しているものがあった。
さらに、入札公告においては、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならないが、急を要する特段の理由がないにもかかわらず、その公告期間を短縮していた。
(原子力環境センター：第1回報告書)
- カ 最低制限価格を設けた設備更新工事に係る一般競争入札において、初度の入札が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札者がいなかったため、再度の入札を執行したが、最低制限価格より低い価格の入札者を再度入札に参加させていないものがあった。
(原子力環境センター：第1回報告書)
- キ 公宅解体工事に係る予定価格の積算において、コンクリート処分に係る単価を誤ったため、契約金額が割高となっているものが、1件、8万6,625円あった。
(北見方面本部：第3回報告書)
- ク 庁舎清掃業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、204万1,200円あった。
(北警察署：第3回報告書)

6 公用車による交通事故等が発生しているもの

道においては、交通事故の撲滅を目指しているところであり、職員に対しては、飲酒運転の根絶はもちろんのこと、公用車に限らず、自家用車の使用にあつての安全運転の励行、事故防止についての注意喚起を行うとともに、職場研修の実施などの取組を行っている。

しかしながら、依然として公用車による多くの交通事故が発生しており、その結果、多額の賠償金や修繕費用等を支出しているものがあり、この中には、交通事故を起こした職員が、所属長への報告を怠っているものもあったところである。

また、交通事故以外にも管理瑕疵による事故の発生により、賠償金等の支出が発生していることから、交通事故や管理瑕疵による事故の防止等について、今後も職員に対する注意喚起や職場研修の実施などの取組を一層進める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 公用車による交通事故

公用車による交通事故のうち、賠償金、修繕費用等として、1件、10万円以上の支出のあった部局が20部局あり、その支出の合計は、162件、5,237万299円であり、また、全損により公用車5台の廃車があつた。

このうち、賠償金、修繕費用等として、1件、100万円以上の支出のあった部局は、次のとおりである。

【賠償金、修繕費用等の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
日 高 振 興 局	2	1,399,711
警 察 本 部	109	37,219,721
計	111	38,619,432

注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び警察署を含む。

2 賠償金、修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。

(2) 行政事故

職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、1件、10万円以上の支出のあった部局が7部局あり、その支出の合計は、21件、3,117万3,680円であつた。

このうち、1件、100万円以上の支出のあった部局は、次のとおりである。

【賠償金の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
上 川 総 合 振 興 局	5	2,386,660
警 察 本 部	3	25,320,426
計	8	27,707,086

注 賠償金の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の行政事故のほか、1件、10万円以上の行政事故に係る件数及び金額を含む。

(3) 管理瑕疵

施設等の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、1件、10万円以上の支出のあった部局が4部局あり、その支出の合計は、7件、364万8,273円であった。

このうち、1件、100万円以上の支出があった部局は、次のとおりである。

【賠償金及び修繕費用の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
渡 島 総 合 振 興 局	2	1,535,712
警 察 本 部	3	1,689,868
計	5	3,225,580

注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び警察署を含む。

2 賠償金及び修繕費用の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の物損事故のほか、1件、100万円以上の物損事故に係る件数及び金額を含む。

(第1回及び第3回報告書)

(4) その他の事故等

ア 政務調査費に係る住民訴訟の一部敗訴判決に基づく、原告側弁護士報酬相当額の請求があり、賠償金として、2件、690万5,877円の支出があった。

(議会事務局：第3回報告書)

イ パワーハラスメント行為並びにテントの設置及び管理に係る訴訟において敗訴が確定し、賠償金として、2件、200万1,076円の支出があった。

(教育庁：第3回報告書)

7 公有財産の損傷等が発生しているもの

道が所有又は管理する公有財産や物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて適切に使用しなければならないが、火災や物品の損傷等が発生しているものがあつた。

これら物品の損傷による多額の修繕費用の支出や、物品の亡失による損失は、職員がその管理等に十分な注意を払うことなどにより、発生を防ぐことが可能であったと考えられるため、職員に対し、公有財産や物品の適切な管理や使用について徹底する必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 公有財産の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの

ア 事務室の壁の損傷が発生し、修繕費用として、1件、5万1,840円の支出があつた。

(日高振興局：第3回報告書)

イ 校舎で火災が発生し、復旧費用として、39万9,600円の支出があつた。

また、この火災により、理科実験用備品等3台が使用できなくなった。

(白老東高等学校：第1回報告書)

(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、1件、5,000円以上の支出のあった部局が28部局あり、その支出の合計は、38件、640万8,865円であった。

このうち、修繕費用等として、1件、5万円以上の支出のあった部局は、次のとおりである。

【修繕費用等の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品
経 済 部	1	126,906	パーソナルコンピュータ
建 設 部	2	176,841	パーソナルコンピュータ
空知総合振興局	3	435,699	パーソナルコンピュータ、スノーモービル及び公用車
後志総合振興局	2	100,872	パーソナルコンピュータ及び公用車
日高振興局	1	105,624	タブレットパーソナルコンピュータ
宗谷総合振興局	4	273,336	公用車及びパーソナルコンピュータ
オホーツク総合振興局	2	410,867	公用車及びデジタルカメラ
十勝総合振興局	1	70,934	公用車
北海道博物館	1	77,608	パーソナルコンピュータ
教育研究所	1	3,520,800	公用車
釧路方面本部	1	62,121	公用車
北 警 察 署	1	104,652	パーソナルコンピュータ
江 別 警 察 署	1	99,360	可搬式速度測定装置
千 歳 警 察 署	1	90,720	シュレッダー
岩 見 沢 警 察 署	1	279,936	卓上視覚検査装置
岩 内 警 察 署	1	63,720	可搬式速度測定装置
深 川 警 察 署	1	83,916	パーソナルコンピュータ
計	25	6,083,912	

注 修繕費用等には、当該部局における、1件、5万円以上の物品の損傷のほか、1件、5,000円以上の物品の損傷に係る件数及び金額を含む。

(3) 物品の亡失により、損失があったもの

物品の亡失により損失の発生した部局が13部局あり、その部局は次のとおりである。

部 局 名	亡失物品	部 局 名	亡失物品
保 健 福 祉 部	ICカード乗車券	警 察 本 部	ICカード乗車券及び共通乗車券
空知総合振興局	デジタルカメラ	東 警 察 署	ICカード乗車券
宗谷総合振興局	ICカードキー	豊 平 警 察 署	ICカード乗車券
日高振興局	セキュリティカードキー	夕 張 警 察 署	GPS機能付外部スピーカーマイク
オホーツク総合振興局	公用車の鍵、現金領収証書等	苫 小 牧 警 察 署	郵便切手
十勝総合振興局	タブレットパーソナルコンピュータ	北 見 警 察 署	公用車の鍵
根 室 振 興 局	パーソナルコンピュータ		

8 その他是正又は改善を求めたもの

その他、これまでの項目に該当しないが、指摘事項として是正又は改善を求めた事案があり、その監査結果は、次のとおりである。

・ 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年に策定した北海道競馬推進プランによる、インターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、昨年策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成28年度の単年度収支が8億3,528万円となり、平成25年度から4年連続で単年度収支が黒字となっている。

今年度は、単年度収支の黒字拡大に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、累計の借入金は240億4,889万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の確立に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。

(農政部：第3回報告書)

第4 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成26年度から平成28年度までの、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
予 算		2			1	6					3	6
収 入					2	1					2	1
支 出	1	3	1	5	10	3				6	13	4
契 約	4	3	7		6	8		1		4	10	15
財 産			1	1	2	2				1	2	3
工事(技術)					2	2					2	2
経 営 管 理	2	2	2							2	2	2
そ の 他				1	1	1				1	1	1
計	7	10	11	7	24	23		1		14	35	34

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成28年度実績）

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局 〔 病 院 事 業 会 計 〕	10	19		29
企 業 局 〔 電 気 事 業 会 計 及 び 工 業 用 水 道 事 業 会 計 〕	1	4		5
計	11	23		34

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（平成28年度実績）

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
不 適 切 な 会 計 処 理 等	1			1
経 営 に 係 る 事 業 の 管 理	2			2
合 規 性	7	22		29
交 通 事 故 等		1		1
資 産 の 損 傷 等	1			1
計	11	23		34

2 不適切な会計処理等を行っているもの

「監査の主眼」に基づき監査を実施した結果、次の事項に該当する事案については、不適切な会計処理等を行ったものとして、特に問題がある。

- ・職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの
- ・予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

職員が業務を執行するに当たっては、道民との信頼関係のもと公務員としての使命と責任を自覚し、服務規律の確保や法令遵守についての意識を常に持ち、実施しなければならない。

「不適切な会計処理等を行っているもの」については、これまでも定期監査等において、是正又は改善を求めてきたところであるが、平成28年度において支出負担行為に係る決議書を作成していない事案が発生している。

このような事案の再発防止のためには、それぞれの職員が業務における法令等の遵守についての意識を強く持つこと、管理監督の立場にある職員が、職責の重要性を自覚するとともに、不適切な会計処理等が発生した要因を踏まえた適切な指導監督や、職場全体でのチェック体制の構築を強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

・ 北見病院

物品購入の契約を行う場合には、その内容を明らかにした物品購入決議書を作成しなければならないが、これを行わずに契約し、事後に物品購入決議書を作成しているものが、1件、24万7,320円あった。
(第1回報告書)

3 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

病院事業、工業用水道事業の経営については、累積欠損金が依然として多額となっていることから、引き続き経営の効率化を図り、適切な事業運営と経営改善に努める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

(1) 病院事業の経営について、当年度は純損失が4億2,611万7,125円となり、累積欠損金は523億3,426万7,520円に増加し依然として多額であることから、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。

(道立病院局(旧保健福祉部所管分)：第3回報告書)

(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億8,170万5,770円と6年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は110億8,120万6,442円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度から取り組んでいる経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。
(企業局：第3回報告書)

4 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは職員としての基本であり、合規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあった。

この中には、基本的な事務処理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、多くの場合は、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足などに起因するものと考えられる。

法令等に従わずに行った事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さなミスが大きな事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、本報告書を活用し、内部牽制の強化や業務進行管理の徹底など、チェック機能の強化に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

・ 契約に係る事項

ア 工事請負契約において、契約金額が70万円以上の場合は、請書を徴さなければならないが、これを徴していないものが、1件、73万4,400円あった。

(向陽ヶ丘病院：第1回報告書)

イ 業務委託契約において、業務内容、委託期間の変更に伴う業務委託料の増額分に係る積算を行わず、受託者から示された見積金額により契約変更を行っているものが、1件、864万円あった。

(北見病院：第1回報告書)

ウ 庁舎清掃等の業務委託に係る予定価格の積算において、委託期間内での庁舎移転を理由として、特段必要性のない費用を加えて積算したことなどから、予定価格が過大となっているものが、3件、1,372万2,196円あり、このうち、契約金額が割高となっているものが、2件、367万6,884円相当あった。

(北見病院：第1回報告書)

エ 業務委託契約の積算において、社会保険料や被服費などを人件費及び一般管理費等に、重複して計上したことから、予定価格が797万9,040円過大になっているものがあった。

(子ども総合医療・療育センター：第1回報告書)

オ 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。

また、納入検査は、検査員が行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。

なお、契約事務担当職員が検査を行ったものについては、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。

(江差病院：第1回報告書)

カ 電子計算機の賃貸借契約において、契約担当者等は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないが、これを定めずに契約を締結しているものが、2件、16万6,443円あった。

また、委託契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。

(向陽ヶ丘病院：第1回報告書)

キ 自動車の売払いについては、契約書の作成を省略することができないが、これを省略しているものが、1件、10万円あった。

また、当該物品の売払いに当たっては、原則として売払代金の完納後に、当該物品を引き渡さなければならないが、完納前に引き渡していた。

(向陽ヶ丘病院：第1回報告書)

5 公用車による交通事故等が発生しているもの

公用車による交通事故が、依然として発生していることから、今後も職員に対する注意喚起や職場研修の実施などの取組を一層進める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

・ 公用車による交通事故

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、20万3,126円の支出があった。

(企業局：第3回報告書)

6 資産の損傷等が発生しているもの

道が所有又は管理する資産や物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて適切に使用しなければならないが、物品の損傷が発生しているものがあった。

この物品の損傷による修繕費用の支出は、職員がその管理等に十分な注意を払うことなどにより、発生を防ぐことが可能であったと考えられるため、職員に対し、物品の適切な管理や使用について徹底する必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

・ 物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

パーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、1件、9万1,584円の支出があった。

(北見病院：第1回報告書)

(別記 1) 指摘事項等に係る部局別の件数

1 一般会計及び特別会計

(1) 知事部局

知事が所管する53部局のうち、是正又は改善を求めた35部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
総務部	3	8		11
総合政策部	1	1		2
環境生活部		1		1
保健福祉部	4	5		9
経済部	4	5		9
農政部	1	3		4
水産林務部	1	5		6
建設部	2	3		5
出納局		1		1
空知総合振興局	3	3		6
石狩振興局	2	3		5
後志総合振興局	2	2		4
胆振総合振興局	1	7		8
日高振興局	6	5		11
渡島総合振興局	1	4		5
檜山振興局		2		2
上川総合振興局	4	5		9
留萌振興局		10		10
宗谷総合振興局	2	5		7
オホーツク総合振興局	3	8		11
十勝総合振興局	2	7		9
釧路総合振興局		6		6
根室振興局	2	2		4
東京事務所		1		1
札幌道税事務所		1		1
原子力環境センター	2	2		4
北海道博物館	1			1
衛生研究所		1		1
向陽学院		1		1
大沼学園		2		2
札幌高等技術専門学院	1	1		2
苫小牧高等技術専門学院		1		1
帯広高等技術専門学院		1		1
農業大学校		1		1
漁業研修所		2		2
計	48	115		163

(2) 各種委員会等事務局

各種委員会等事務局5部局のうち、是正又は改善を求めた2部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
議会事務局	1	1		2
選挙管理委員会事務局		1		1
計	1	2		3

(3) 教育庁

教育委員会が所管する279部局のうち、是正又は改善を求めた22部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
教育庁	3	6		9
空知教育局	2			2
石狩教育局		1		1
後志教育局	2			2
渡島教育局	1	1		2
上川教育局		3		3
留萌教育局		2		2
宗谷教育局		1		1
オホーツク教育局	1			1
釧路教育局		1		1
根室教育局		2		2
教育研究所	1			1
札幌白陵高等学校		1		1
札幌真栄高等学校		1		1
大麻高等学校		1		1
白老東高等学校	1			1
虻田高等学校		1		1
函館水産高等学校		1		1
函館養護学校		1		1
富良野高等学校		1		1
上川高等学校		1		1
北見工業高等学校		1		1
計	11	26		37

(4) 警察本部

公安委員会が所管する75部局のうち、是正又は改善を求めた22部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
警察本部	6	6		12
旭川方面本部		1		1
釧路方面本部	1	1		2
北見方面本部	1	2		3
東警察署	1			1
南警察署		1		1
北警察署	2			2
白石警察署		1		1
豊平警察署	1	1		2
江別警察署	1			1
千歳警察署	1			1
岩見沢警察署	1			1
夕張警察署	1			1
岩内警察署	1			1
苫小牧警察署	1			1
門別警察署		1		1
旭川中央警察署		2		2
士別警察署	1			1
美深警察署		1		1
稚内警察署		1		1
深川警察署	1			1
北見警察署	1			1
計	21	18		39

2 公営企業会計

公営企業会計 8 部局のうち、是正又は改善を求めた 8 部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
道立病院局（旧保健福祉部所管分）	1	1		2
江差病院	1	3		4
北見病院	4	1		5
羽幌病院		3		3
緑ヶ丘病院		3		3
向陽ヶ丘病院	3	3		6
子ども総合医療・療育センター	1	5		6
企業局	1	4		5
計	11	23		34

(別記2) 項目別監査結果一覧

全ての指摘事項及び指導事項を「第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第4 公営企業会計に係る定期監査結果」の項目別により整理した。

【第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

監査結果の項目別区分	部局名	報告回次
2 不適切な会計処理等を行っているもの		
《指摘事項》		
(1) 物品購入等の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、15件、148万2,192円あった。 また、書面により支出の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、上記を含め、19件、166万8,599円あった。	総務部	第3回
(2) 物品購入等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、19件、377万4,048円あった。 また、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、上記を含め、20件、496万2,048円あった。	経済部	第3回
(3) 生活保護費返還金収入において、歳入を分割して納入させる処分を行ったときは、納期の到来するごとに調定し、直ちに、納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これらが遅延しているものが、平成27年度及び28年度において、70件、34万2,100円あった。	石狩振興局	第1回
(4) 生活保護費の支給開始に当たっては、資産や収入の状況などの必要な調査を行い、生活保護の要否や保護支給額を決定しなければならないが、この決定を行わずに生活保護費を支給しているものがあり、また、支給開始後においては、訪問調査等を実施することにより、収入状況等を把握しなければならないが、これを把握しないまま、生活保護費を支給したことから、平成25年度から平成28年度までにおいて、過大に支給しているものが、7件、577万421円、過少に支給しているものが、1件、1万5,406円あった。	後志総合振興局	第2回
(5) 物品修繕の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、2万9,160円あった。 また、当該支出については、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、これが遅延していた。	上川総合振興局	第3回
(6) 公用車による交通事故により相手方に損害を与えたときは、道による賠償手続きを経て、支払を行わなければならないが、事故の当事者である運転者が必要な事故報告を行わず、相手方車両の修繕費の一部を私費により支払っているものが、1件、10万円あった。	上川総合振興局	第3回
(7) 物品購入等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、7件、41万1,777円あった。 また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、この期限を超えて支出していた。	教育庁	第3回
(8) 単身赴任手当について、支給要件を欠くこととなったときは、速やかに届出を行わなければならないが、この届出を行わなかったことから、平成26年4月分から平成29年2月分までの期間において、過払いとなっているものが、1名分、93万7,200円あった。	教育庁	第3回
(9) 平成26年度の旅行依頼に係る旅費について、支出の事務処理を怠り、私費により支払っているものが、1件、2万8,690円、支出が遅延しているものが、5件、10万6,190円、未払いとなっているものが、3件、4万8,100円、計9件、18万2,980円の不適切な事務処理があった。	渡島教育局	第1回
(10) 教育研究活動促進事業費補助金において、交付の申請があったときは、その内容等を調査し、速やかに補助金の交付の決定等を行わなければならないが、これを行わず、私費により申請者の口座に振り込んでいるものが、平成25年度から平成27年度までの期間において、3件、110万円あった。	オホーツク教育局	第1回

3 収入確保の観点からは是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

収入未済額が1億円以上となっているもの

【道税収入】

道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置し収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金等の差押えなどの強化やコンビニ納税、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めることなどにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている。
道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

総務部

第3回

【税外諸収入】

ア 母子福祉資金貸付金収入等

母子・寡婦・遺児等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては、長期間にわたり文書や電話等による催告を行っていないものなど、滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

保健福祉部

第3回

イ 中小企業高度化資金貸付金収入等

中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。

経済部

第3回

ウ 林業・木材産業改善資金貸付金収入等

林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。

水産林務部

第3回

エ 道営住宅使用料収入等

道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

建設部

第3回

オ 放置違反金収入

放置違反金については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与、動産の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の休日における催告の実施など徴収対策の強化により、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

警察本部

第3回

《指導事項》

収入未済額が1,000万円以上となっているもの

【税外諸収入】

ア 農業改良資金貸付金収入

農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。

農政部

第3回

イ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等

公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針等を策定し、未納者及び保証人への催告などにより収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

教育庁

第3回

4 経済性、効率性及び有効性の視点からは是正又は改善を求めたもの		
(1) 支出に係る事項		
ア 需用費		
《指摘事項》		
車庫洗車機に係る電気料金及び水道料金の支出において、故障により洗車機を使用していないにもかかわらず、電気料金等を支払い続けていることから、不経済な支出となっているものが、10万5,876円あった。	オホーツク総合振興局	第2回
イ 役務費		
《指導事項》		
産業廃棄物の処理に係る契約において、産業廃棄物の処分数量については、処分後に産業廃棄物管理票により確定が可能であることから、当該数量による契約金額の確定を行う契約とすることが可能であったが、これを行わず、当初の処分予定数量に基づく金額で支払ったため、不経済な支出となっているものが、1件、1万4,688円あった。	旭川中央警察署	第2回
(2) 財産に係る事項		
公有財産		
《指導事項》		
庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。 ・平成28年度処分面積 …………… 233,105㎡ ・平成29年3月末未利用地面積 …………… 2,977,104㎡	総務部	第3回
5 法規性の視点からは是正又は改善を求めたもの		
(1) 予算に係る事項		
《指摘事項》		
機器の保守に係る契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、1件、8万7,804円あった。	後志教育局	第1回
(2) 収入に係る事項		
《指摘事項》		
ア 心身障害者扶養共済掛金収入について、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、滞納者ごとの滞納額の把握を適切に行っていなかったことなどから長期間これを行わず、不納欠損処理も行っていなかった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	保健福祉部	第3回
イ 随時の収入については、収納すべき原因の発生の都度、直ちに、調定することとされているが、委託業務において発生した余剰金について、調定及び納入通知書の発行が遅延したため、平成27年度歳入とすべきところ、平成28年度歳入としているものが、1件、579万3,571円あった。	経済部	第3回
《指導事項》		
ア 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、売払いの契約締結後、直ちに調定しなければならないが、相当期間経過後に調定を行ったことから、平成27年度歳入とすべきところ、平成28年度歳入としているものが、4件、1万3,866円あった。 また、物品を売り払うときは、代金の完納後に引き渡さなければならないが、代金の完納前に引き渡していた。	総務部	第3回
イ 道路占用料について、調定をした後において、調定金額の誤り等変更の事由が生じた場合には、直ちに、調定の変更をしなければならないが、これを行わないまま、正当金額により作成した納入通知書を納入義務者に送付しているものがあった。	渡島総合振興局	第1回
ウ 子どものための教育・保育給付費道費負担金において、負担金の額の確定により支払い済みの負担金の一部を返還させる場合は、調定書により調定し、納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これらが遅延しているものがあった。 また、返還期限を、額の確定の通知をした日から90日以内において定めなければならないが、これを超えていた。	留萌振興局	第2回
エ 収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	留萌振興局	第2回
オ 児童保護措置費徴収金収入において、歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、直ちに、納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これが遅延しているものがあった。	根室振興局	第2回

カ	歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納税通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、このことから、後納郵便料金の支出において、納付期限までに自動車税の納付がないものとして必要のない督促状を送付したものが、589通分、4万6,849円あった。	札幌道税事務所	第1回
キ	行政財産の貸付けによる自動販売機の設置に係る電気料の徴収については、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、調定が遅延しているものがあった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	原子力環境センター	第1回
ク	収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に、庁内領収の場合にあつては毎日、出張徴収の場合にあつては帰庁した日などに、検査をさせなければならないが、出張徴収に係る検査を行っていないものや、庁内領収に係る検査を収納した日に行っていないものがあった。	農業大学校	第1回
ケ	収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	選挙管理委員会事務局	第3回
コ	高等学校授業料について、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受け、過納となったときは、過納となった授業料を還付しなければならないが、平成27年度の還付手続を長期間行っていないものがあった。	札幌白陵高等学校 大麻高等学校	第1回 第1回
サ	公宅料の徴収において、公宅料管理システムへ登録する駐車場貸付台数の報告を誤ったため、駐車場貸付料として徴収すべき額が不足しているものが、1名分、8,000円あった。	函館養護学校	第1回
シ	収納事務の日常検査において、検査を受けようとする収入取扱員又は代行者は、検査員を兼ねることができないものとされているが、これを兼ねて検査を実施しているものがあった。	北見工業高等学校	第1回
ス	放置違反金に係る滞納処分において、滞納者に滞納処分をすることができる財産がないなど一定の要件に該当すると認めるときは滞納処分の停止が可能であり、その状況が3年間継続したときは、その停止に係る放置違反金の納付義務は消滅することとなるが、3年を経過する前に行うこととされている資力回復状況等の事後調査を適切に行わずに不納欠損処理しているものが、1件、1万5,000円あった。	警察本部	第3回

(3) 支出に係る事項

ア 報酬

《指摘事項》

(7)	特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償については、職務に従事したときの翌月10日までに、支給することとされているが、支給が遅延しているものが、1名、13箇月分、31万3,262円あり、このうち、年度を超えて支給しているものが、10箇月分、26万220円あった。	空知教育局	第2回
(4)	特別職非常勤職員の報酬について、付与すべき年次有給休暇の時期及び日数を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理したことから、過払いとなっているものが2件、2万3,100円あり、さらに、平成27年度において、年次有給休暇の取得が可能であったが、欠勤として処理したことから、未支給となっているものが3件、3万6,300円あった。	空知教育局	第2回
(7)	報酬の支出において、特別職非常勤職員の任用については、任用決定の上、辞令を交付して行うこととされているが、任用決定をせずに市町村に派遣し業務を行わせ、報酬を支給しているものが、10名分、640万2,000円あった。	後志教育局	第1回

《指導事項》

非常勤の委員等に対する報酬の支給については、職務に従事したときの翌月10日までに支給することとされているが、支給が遅延している部局が、計6部局あり、その合計は、延べ112名分、110万1,000円であった。

(単位：名、円)

部 局 名	非常勤の委員等の名称	人数	金額
総 務 部	北海道防災会議委員	8	80,000
	北海道政策評価委員	7	64,000
保 健 福 祉 部	北海道障がい者施策推進審議会 意思疎通支援部会委員	17	153,000
経 済 部	北海道商工業振興審議会委員	19	192,000
	北海道観光審議会委員	13	131,000
胆振総合振興局	大規模小売店舗立地審議会委員	10	100,000
十勝総合振興局	大規模小売店舗立地審議会委員等	28	280,000
教 育 庁	北海道社会教育委員	10	101,000
計		112	1,101,000

総務部	第3回
保健福祉部	第3回
経済部	第3回
胆振総合振興局	第1回
十勝総合振興局	第3回
教育庁	第3回

イ 職員手当等														
《指摘事項》														
(7) 扶養手当等の支給において、被扶養者が雇用保険法に基づく基本手当の受給により、扶養親族としての要件を欠くこととなったときは、速やかに届出を行わなければならないが、この届出を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1名分、10万2,511円あった。	総務部	第3回												
(4) 時間外勤務手当等の支給において、公用車を運行した場合の時間外勤務手当等の対象となる職員は、現に公用車の運行業務を行った職員に限られることとされているが、同乗している職員に対し、これら手当を支給したことから、時間外勤務手当が過払いとなっているものが2名分、9,932円、休日勤務手当が過払いとなっているものが8名分、5万435円あった。 また、公用車の運行業務に従事したにも関わらず、当該時間に対し、時間外勤務手当を支給しなかったことから、未支給となっているものが、2名分、4,926円あった。	根室振興局	第2回												
《指導事項》														
(7) 農林漁業普及指導手当については、普及指導員が、月の初日から末日までの間において、普及事務に、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上従事した場合に支給することとされているが、この要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給したため、過払いとなっているものが、1名分、4万332円あった。	石狩振興局	第1回												
(4) 特殊勤務手当の支給において、用地取得等業務手当については、公共用地の取得等に係る交渉の業務のため外勤又は出張を命ぜられ、その業務に従事したときに支給することとされているが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、2名分、5,200円あった。	後志総合振興局	第2回												
(5) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっている部局が、計2部局あり、その合計は、5名分、5万1,000円であった。 (単位：名、円)	東京事務所 教育庁	第3回 第3回												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>人数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京事務所</td> <td>1</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td>4</td> <td>41,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>51,000</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	人数	金額	東京事務所	1	10,000	教育庁	4	41,000	計	5	51,000	
部 局 名	人数	金額												
東京事務所	1	10,000												
教育庁	4	41,000												
計	5	51,000												
(1) 特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、27名分、9,000円、未支給となっているものが、11名分、2,600円あった。	教育庁	第3回												
(4) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、週休日等に、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合などに支給することとなるが、当該時間に満たないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万2,000円あった。	札幌真栄高等学校	第1回												
(4) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うものに従事した場合などに支給することとなるが、当該業務に従事したにもかかわらず、未支給となっているものが、2名分、8,500円あった。	富良野高等学校	第1回												
(4) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当のうち、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務については、週休日等に4時間程度従事した場合に支給することとなるが、正規の勤務時間が割振られた日の業務を対象としたことから、過払いとなっているものが、2名分、1万8,000円あった。 また、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、当該業務に従事したにもかかわらず、未支給となっているものが、1名分、200円あった。	上川高等学校	第1回												
ウ 賃金														
《指導事項》														
(7) 臨時職員に対する賃金の支給において、減額すべき欠勤時間及び1時間当たりの単価を誤ったことなどから、過払いとなっているものが、6名分、6,044円あった。	建設部	第3回												
(4) 臨時職員の有給休暇については、全労働時間の8割以上を勤務した場合、継続して2箇月間経過したときに3日、6箇月間経過したときに通算10日付与できることとされているが、2箇月間経過時に3日付与し、さらに5箇月間経過時に3日を付与したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万6,676円あった。	日高振興局	第3回												

エ 報償費		
《指導事項》		
講師謝金に係る報償費を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わず会議を開催し、事後に決定書を作成しているものが、3件、3万円あった。	教育庁	第3回
オ 旅費		
《指導事項》		
(7) 旅費の支給において、用務終了後、復路の途上で私事滞在したときは、私事滞在地からの旅費は支給できないが、これを支給したことから、過払いとなっているものが、6,200円あった。	水産林務部	第3回
(4) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、添付された領収書に宛名の記載がないものがあった。	留萌振興局	第2回
(5) 児童生徒引率用務に係る旅費の支給において、概算払された旅費の精算をするときは、旅費請求書に現に支払った額を証明する書類として、旅行代理店等が発行する個人ごとの領収書又は支払証明書を添付することとされており、これらが得られないときは、学校全体の領収書等に学校長が証明した個人ごとの内訳書等を添付し確認することとされているが、これらが添付されていなかった。	函館水産高等学校	第1回
カ 需用費		
《指導事項》		
交通信号機等に係る電気料金請求書の提出を受けたときは、その請求内容などについて根拠等を調査した上、支払をしなければならないが、移設工事等に伴って撤去した交通信号機等に係る電気料金の請求に対する確認を十分に行わず支払い続けたことから、平成23年度から平成28年度までの間に電気料金が過払いとなっているものが、184施設、1,614万7,927円あった。 また、交通信号機等を設置し、新たに電気の供給を受けようとするときは、電力会社に申込みを行い、施設ごとに使用に応じた電気料金を支払うこととなるが、長期間にわたり電気料金の請求がされていないにもかかわらず、その原因等を確認せず、平成28年度末において電気料金の請求を受けないままとなっている交通信号機等が63施設あった。	警察本部	第3回
キ 役務費		
《指導事項》		
役務費の執行については、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為に相当する行為を行わなければならないが、これが遅延しているものが、2件、7万830円あった。 また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしていないことから、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、これが遅延していた。	士別警察署	第2回
《指導事項》		
役務費の執行において、郵便物の送付先を誤り再送付したことなどから、不経済な支出となっているものが、3件、8,034円あった。	総務部	第3回
ク 委託料		
《指導事項》		
(7) 林業・木材産業改善資金事務委託に係る委託料の支出については、契約書に基づき翌年度4月30日までに支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、2件、166万4,878円あった。	水産林務部	第3回
(1) 庁舎清掃業務に係る委託料の支払については、契約に基づき毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、支払が遅延しているものが、1件、6万4,740円あった。	美深警察署	第2回
ケ 使用料及び賃借料		
《指導事項》		
自動車の賃貸借契約に係る借上料については、契約に基づき翌月30日までに当該月分を支払わなければならないが、これを支出していないものが、6件、53万18円あった。	札幌高等技術専門学院	第1回
《指導事項》		
(7) 共通乗車券の使用において、乗車券についてはメーター器に表示された乗車料金を記載して、乗務員に交付することとなっているが、深夜帰宅のためのタクシー利用に際して高速道路を使用し、高速料金を含めてタクシー使用料を支出しているものが、33件、3万3,020円あった。	農政部	第3回

(4) 乗用自動車の賃貸借に係る単価契約において、出発地と異なる地で車両を返却する場合で、あらかじめ定めた単価がないときは、返却方法などその内容を明らかにした決定書を別途作成し、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わず、単価契約に併せて支出しているものが、1件、5,400円あった。	水産林務部	第3回
(5) 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、7,300円あった。	胆振総合振興局	第1回

コ 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

(7) 民生委員等関係経費負担金については、交付対象者から提出のあった精算報告書に基づき、額の確定を行うこととされているが、これを行っていないものが、14件、1,905万9,520円あった。	空知総合振興局	第3回
(4) 社会福祉施設整備費補助金において、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査の上、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知することとされているが、これらを行っていないものが、4件、565万8,000円あった。	胆振総合振興局	第1回
(5) 高等学校等進学奨励費補助金において、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査の上、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知することとされているが、これらを行っていないものが、6件、113万802円あった。	日高振興局	第3回

《指導事項》

(7) 補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、補助指令書に重要な交付条件を記載していないものがあった。	経済部 胆振総合振興局 釧路総合振興局 留萌振興局 上川教育局	第3回 第1回 第3回 第2回 第1回
(4) 政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書等において、内容を十分に確認することなく、領収した内容の記載のない領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。	議会事務局	第3回

サ その他

《指摘事項》

扶助費や使用料及び賃借料の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、28万1,822円あり、うち年度を超えて支出しているものが、1件、6万2,722円あった。	石狩振興局	第1回
---	-------	-----

《指導事項》

(7) 工事請負費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、6件、77万1,212円あった。	日高振興局	第3回
(4) 需用費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、1件、18万3,945円あった。	警察本部	第3回

(4) 契約に係る事項

ア 工事契約

《指摘事項》

(7) 最低制限価格を設けた設備更新工事に係る一般競争入札において、初度の入札が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札者がいなかったため、再度の入札を執行したが、最低制限価格より低い価格の入札者を再度入札に参加させていないものがあった。	原子力環境センター	第1回
(4) 公宅解体工事に係る予定価格の積算において、コンクリート処分に係る単価を誤ったため、契約金額が割高となっているものが、1件、8万6,625円あった。	北見方面本部	第3回

《指導事項》

(7) エレベーター設備改修工事において、工事目的物を引渡しを受ける前に部分使用するときは、検査員を指定して部分使用で形確認検査を行い、受注者から書面による承諾を得なければならないが、これを行っていないものがあった。	総務部	第3回
--	-----	-----

(イ) 請負工事に係る入札の執行において、入札書の記載金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合は、当該工事費内訳書に係る入札を無効としなければならないが、これを有効としているものがあった。	オホーツク総合振興局	第2回
(ウ) 工事請負契約において、工期の延長を行っているが、契約保証金に係る保証契約の期間延長を行っていないものがあった。	オホーツク総合振興局	第2回
(エ) 少額工事の執行において、工事終了後に別契約により実施する業務を含めて積算したことから、契約金額が4万7,726円割高となっていた。	十勝総合振興局	第3回
(カ) 工事請負契約における最低制限価格については、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときであって、競争入札により契約を締結しようとする場合に設定できることとされているが、随意契約による契約の締結に当たり、これを設定しているものがあった。	上川教育局	第1回
(キ) 工事請負契約を制限付一般競争入札により行うときは、入札参加資格がないと認められた者に対して、その理由について説明を求めることができる期間を設け、入札日を定めなければならないが、この期間を確保せずに公告し、入札を行っているものがあった。	宗谷教育局	第1回
(ク) 工事請負契約において、工事履行保証契約の締結により契約保証金の納付を免除した工事の工期を延長する場合には、受注者から、当該保証契約に係る保証期間の終期を、延長する工期の完了日以後とした異動承認書の提出を受けなければならないが、これを受領していないものがあった。	警察本部	第3回
(ケ) 工事請負契約において、契約の相手方が、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、これに基づく履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金を納めさせないことができることとされているが、当該証券の提出を受ける前に、契約保証金を免除し、契約を締結しているものがあった。	北見方面本部	第3回
(コ) 少額工事契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。	南警察署	第3回

イ 委託契約

《指摘事項》

(7) 委託業務の予定価格の積算において、委託業務処理要領にない業務を含めて積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、5万6,970円あった。	総合政策部	第3回
(イ) 庁舎清掃委託業務において、締結しようとする契約の業務処理要領に基づいて予定価格を積算した結果、歳出予算配当予定額を上回ることから、業務処理要領により実施させる業務のうち、日常清掃以外の床ワックス清掃等の定期清掃や窓ガラス清掃等の特別清掃を除外して積算を行い、過少となった予定価格により入札を実施し、契約を行っていた。	日高振興局	第3回
(ウ) 設備の保守点検業務委託に係る一般競争入札の執行において、その入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示し、契約を締結しようとするときは、公示した参加資格や入札期日等の必要な事項を公告しなければならないが、知事が定めた庁舎等清掃の参加資格をその入札の参加資格要件とし、当該業務委託に係る参加資格の公示を行っていないものがあった。 また、入札公告に示した参加資格要件に誤りがあった場合は、本来、この入札を中止すべきであるにもかかわらず、決定書に添付した入札公告を当該要件を削除したものに差し替え、問い合わせのあった申請者のみに当該要件の削除を通知し、入札参加資格審査申請書を受理しているものがあった。 さらに、入札公告においては、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならないが、急を要する特段の理由がないにもかかわらず、その公告期間を短縮していた。	原子力環境センター	第1回
(エ) 庁舎清掃業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、204万1,200円あった。	北警察署	第3回

《指導事項》

(7) 業務委託に係る一般競争入札において、あらかじめ参加資格を定める場合には、健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを要件としなければならないが、これを定めていないものがあった。	保健福祉部 水産林務部 留萌振興局 原子力環境センター 漁業研修所	第3回 第3回 第2回 第1回 第2回
(イ) 業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格及び入札書比較価格を誤って記載しているものがあった。	経済部 建設部 留萌振興局	第3回 第3回 第2回
(ウ) 産業廃棄物の収集運搬、処分には当たっては、産業廃棄物の種類、数量等を記載した契約書によりそれぞれ委託しなければならないが、処分業の許可を有しない者と収集運搬及び処分に係る業務を契約書を作成せずに行わせているものがあった。	総務部	第3回

(イ)	委託契約に係る予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる費用については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、これに含まれる旅費に消費税等相当額を加算したため、正当な予定価格を超えた金額で契約しているものが、1件、2万8,224円あった。	保健福祉部	第3回
(ロ)	工事等に係る委託業務の競争入札において、入札の公告等については、内訳書提出入札の実施、内訳書の記載方法等について明らかにするものとされているが、これを行っていないものがあった。	農政部	第3回
(カ)	産業廃棄物の処分に係る契約において、契約書には処分する産業廃棄物の種類、処分方法等の事項を記載しなければならないが、これらの記載を行っていないものがあった。 また、当該契約書には、収集運搬に係る業務内容を記載しており、実際の業務内容と適合しないものとなっていた。	目高振興局	第3回
(キ)	産業廃棄物である薬用冷蔵ショーケースの処分については、排出事業者である道が、運搬と処分に係る業務を産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者にそれぞれ委託しなければならないが、これらを行わず処分しているものがあった。	宗谷総合振興局	第2回
(ク)	業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあった。	オホーツク総合振興局	第2回
(ケ)	委託契約等に係る公募型プロポーザル方式の公告において、暴力団関係事業者等でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、暴力団関係事業者等でないことを誓約した書面を徴するなど参加資格要件に該当することを確認しないまま、資格審査を行っているものがあった。	胆振総合振興局	第1回
(コ)	委託契約において、1件の金額が100万円を超える随意契約を締結したときは、随意契約結果並びに入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等を、原則として、ホームページにより公表することとされているが、随意契約結果の公表を行っていないものがあった。	苫小牧高等技術専門学院	第1回
(サ)	道立学校校舎敷地除排雪業務委託契約において、契約書には、解除権並びに解除に伴う賠償金の支払について約定されているが、委託者の都合による契約解除について、受託者が賠償金を支払う旨を記載しているものがあった。 また、受託者の履行不能や契約違反等による契約解除については、受託者が業務委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を支払う旨を記載しているが、本契約が除排雪業務に係る1時間当たりの単価契約であることから、賠償金の算定が不明確なものとなっていた。	留萌教育局	第1回
(シ)	委託契約に係る最低制限価格の算定に当たり、消費税等相当額加算前の額の端数処理を誤ったことから、最低制限価格を低く設定しているものがあった。	豊平警察署	第3回

ウ その他の契約

《指摘事項》

(7)	物品の調達及び保守業務に係る一般競争入札において、入札公告や入札説明書等には、契約の目的を表示し、数量、仕様等を詳細に示すとともに、契約期間等を明らかにすることが必要であるが、保守業務名やその内容、保守期間を記載せずに公告を行っていた。 また、業務内容等に関し照会のあった入札参加予定者のみに、当該入札には保守業務が含まれる旨、口頭により教示し、入札に参加させるなどして、それぞれの業務ごとに契約を行っているものが、2件、1,302万1,776円あった。 このうち、上記保守業務については、保守契約期間を1年間として積算や入札を行ったが、契約時には、保守契約期間を年度末までの6か月として、別途、見積書を徴して、落札額と異なる金額により契約を締結していた。	保健福祉部	第3回
(イ)	物品購入の一般競争入札の執行において、入札に参加する者に必要な資格を定めた場合には、一般競争入札に参加しようとする者が当該資格を有するかどうかを審査するものとされているが、この審査を適切に行わず、入札参加資格を有しない者を入札に参加させ、契約を締結しているものが、1件、129万6,000円あった。	上川総合振興局	第3回

《指導事項》

(7)	物品の売買契約に係る見積合せの執行において、記名押印がない見積書は無効としなければならないが、これを有効としているものがあった。 また、委託契約の見積合せの執行において、無権代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、見積り権限を委任されていない者が提出した見積書を有効としているものがあった。	総務部	第3回
(イ)	道の所有に属する物件の売払代金は、移転の登記までに完納させなければならないが、買受人から申し出のあった、納付済みの契約保証金の土地売買代金への充当を所有権移転登記完了後に行っているものがあった。	総務部	第3回
(ウ)	物品の借上げにおいて、納品されたサーバー等機器一式を、履行確認のための検査前に引渡しを受けて使用しているものがあった。	経済部	第3回
(エ)	物品購入の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。	建設部	第3回

	(オ) 物品修繕の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	上川総合振興局	第3回
	(カ) 貨物兼乗用自動車の賃貸借契約の積算において、契約の内容のうち定期点検の基準などを乗用自動車のものとし、これに基づき1月当たりの予定価格を積算したことから、予定価格に5年間の契約期間の月数を乗じた額が、22万9,557円過少となっていた。	留萌振興局	第2回
	(キ) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。	十勝総合振興局	第3回
	(ク) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定して種類及び数量について検査を行い、当該物品の受入れの決定をし、備品記録票を備えて必要な事項を記録しておかなければならないが、これらを行っていなかった。 また、物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。	札幌高等技術専門学院	第1回
	(ケ) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。	大沼学園	第1回
	(コ) 賃貸借契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格の記載を誤っているものがあった。	根室教育局	第1回
(5) 財産に係る事項			
ア 公有財産			
《指導事項》			
	行政財産を道以外の者に使用させるときは、あらかじめ、行政財産を使用しようとする者から、使用許可申請書を提出させ、その内容を審査の上、使用を許可しなければならないが、これらの手続きを行わないまま、行政財産の一部を使用させているものがあった。	向陽学院 大沼学園	第1回 第1回
イ 物品			
《指導事項》			
	(7) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。	空知総合振興局 渡島総合振興局 日高振興局 上川総合振興局 留萌振興局 宗谷総合振興局 オホーツク総合振興局 衛生研究所 警察本部	第3回 第1回 第3回 第3回 第2回 第2回 第2回 第1回 第3回
	(イ) 劇物の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていなかった。	上川総合振興局	第3回
(6) 工事（技術）に係る事項			
ア 設計			
《指導事項》			
	(7) 河川改修に伴う市道橋梁の架替工事において、橋梁と道路の段差の影響を緩和するため踏掛版を施工する場合、必要な延長を確保しなければならないが、片側の踏掛版について、必要な延長より短い設計となっていた。	渡島総合振興局	第1回
	(イ) 治山工事において、鋼製の管理用階段を新設するに当たり、設置する箇所の地盤条件等を考慮した適切な構造としなければならないが、地盤調査等を行わず他所の設計例を用いた施設構造としており、設計が適切でなかった。	オホーツク総合振興局	第2回
イ 事務処理			
《指導事項》			
	(7) 漁港機能保全工事において、私有地を発生材の保管場所として受注者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていなかった。	胆振総合振興局	第1回

(イ) 漁港海岸高潮対策工事において、私有地を消波ブロックの製作場所等として受注者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていないかった。	留萌振興局	第2回
(ウ) 防雪柵設置工事において、施工範囲を変更して工事を行う場合には、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、これ以前に着手しており、事務処理が適切でなかった。	宗谷総合振興局	第2回
(エ) 道路改良工事において、仮設道路を保護するために設置する大型網かごの一部を支給材料としている場合には、支給材料の種類、引き渡し等に係る方法を定めて契約しなければならないが、契約書に必要な条項を定めることなく契約していた。	十勝総合振興局	第3回
(オ) 急傾斜地崩壊防止工事において、法面工等の施工に先立って行う伐木の工事を追加する場合は、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、これ以前に着手しており、事務処理が適切でなかった。	釧路総合振興局	第3回

ウ その他

《指導事項》

(7) 防雪工事において、現場で利用できないすき取り土の処理については、建設副産物適正処理マニュアルでは、50km以内の再資源化施設の受け入れが可能な場合、当該施設へ搬出することとされているが、50km以内に再資源化施設があるにも関わらず、50kmを超えた他の市町村の施設へ搬出する設計としていた。 また、受け入れ先となる再資源化施設が、発生現場の市町村から搬出されたすき取り土を受け入れ可能であるか、事前に確認することとされているが、これを行っていないかった。	オホーツク総合振興局	第2回
(イ) 排水路工事において、特定外来生物に指定されている植物が確認された場合には、発注者は発注者に対して防除計画書を添付した施工計画書を提出するとともに、発注者が交付した防除従事者証を携帯し、地域住民へ周知した上で防除作業を行わなければならないが、これらを行わず作業を実施していた。	十勝総合振興局	第3回

(7) その他

ア 債権・基金

《指導事項》

(7) 自動販売機設置に係る建物貸付収入債権については、債権管理簿を備え、必要な事項を記録しておくとともに、毎会計年度終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあつた。	環境生活部	第3回
(イ) 債権については、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていない部局が、計7部局あつた。	保健福祉部 経済部 水産林務部 十勝総合振興局 帯広高等技術専門学院 漁業研修所 教育庁	第3回 第3回 第3回 第3回 第2回 第3回

部 局 名	債 権 の 名 称
保 健 福 祉 部	補助金に係る返還金等の債権
経 済 部	自動販売機設置に係る建物貸付収入債権
水 産 林 務 部	第二種普通財産に係る土地貸付料債権
十 勝 総 合 振 興 局	漁港施設等占用許可に係る漁港占用料債権
帯 広 高 等 技 術 専 門 学 院	行政財産に係る土地使用料収入債権
漁 業 研 修 所	自動販売機設置に係る建物貸付収入債権
教 育 庁	自動販売機設置に係る建物貸付収入債権

イ 計算証明等

《指導事項》

(7) 財務に係る証拠書類の保管については、会計管理者が保管するものを除き、部長が保管することとされているが、収入の証拠書類である領収済通知書を紛失しているものがあつた。	総合政策部	第3回
(イ) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、翌月末日までに、会計管理者に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあつた。	保健福祉部	第3回
(ウ) 収入取扱員の収納金の取扱いに係る現金領収証書原簿については、収入の証拠書類として、当該事務を所掌する部長等が保管しなければならないが、これを紛失しているものがあつた。	宗谷総合振興局	第2回
(エ) 収入取扱員に異動があつた場合は、検査員を定めて、その所掌する現金の出納事務について検査をしなければならないが、これを行っていないものがあつた。	虻田高等学校	第1回

(オ) 放置違反金については、定められた期間や年度末までに収納済みとならなかった金額等を確認し、当該期間満了日又は当該年度末の翌日において、翌年度の調定済額に繰り越すこととなっているが、繰越額の確認等を適切に行っていなかったことから、誤った金額を翌年度の調定済額として計上していた。

警察本部
旭川方面本部
釧路方面本部

第3回
第2回
第1回

6 公用車による交通事故等が発生しているもの

(1) 公用車による交通事故

《指摘事項》

賠償金、修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの
公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、計2部局で、111件、3,861万9,432円の支出があった。
また、全損により、公用車2台の廃車があった。

目高振興局
警察本部

第3回
第3回

【賠償金、修繕費用等の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額
目高振興局	2	1,399,711
警察本部	109	37,219,721
計	111	38,619,432

【全損により廃車した部局】 (単位：件)

部局名	件数
警察本部	2
計	2

注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び警察署を含む。
2 賠償金、修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。

《指導事項》

賠償金、修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの
公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、計18部局で、51件、1,375万867円の支出があった。
また、全損により、公用車3台の廃車があった。

空知総合振興局
石狩振興局
後志総合振興局
胆振総合振興局
渡島総合振興局
檜山振興局
上川総合振興局
留萌振興局
宗谷総合振興局
オホーツク総合振興局
十勝総合振興局
釧路総合振興局
根室振興局
渡島教育局
上川教育局
留萌教育局
釧路教育局
根室教育局

第3回
第1回
第2回
第1回
第1回
第2回
第3回
第2回
第2回
第3回
第3回
第2回
第1回
第1回
第1回
第1回
第1回

【賠償金、修繕費用等の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額
空知総合振興局	4	567,775
石狩振興局	1	155,833
後志総合振興局	1	374,000
胆振総合振興局	8	2,193,159
渡島総合振興局	4	745,960
檜山振興局	1	215,712
上川総合振興局	7	1,501,300
留萌振興局	1	570,780
宗谷総合振興局	4	1,087,759
オホーツク総合振興局	7	2,245,095
十勝総合振興局	4	1,003,028
釧路総合振興局	1	151,524
根室振興局	2	381,726
渡島教育局	1	201,506
上川教育局	1	432,000
留萌教育局	2	1,533,215
釧路教育局	1	172,584
根室教育局	1	217,911
計	51	13,750,867

【全損により廃車した部局】 (単位：件)

部局名	件数
後志総合振興局	1
胆振総合振興局	1
オホーツク総合振興局	1
計	3

(2) 行政事故

《指摘事項》

賠償金が1件、100万円以上の支出があるもの

職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、計2部局で、8件、2,770万7,086円の支出があった。

【賠償金の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
上 川 総 合 振 興 局	5	2,386,660
警 察 本 部	3	25,320,426
計	8	27,707,086

注 賠償金の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の行政事故のほか、1件、10万円以上の行政事故に係る件数及び金額を含む。

上川総合振興局
警察本部

第3回
第3回

《指導事項》

賠償金が1件、10万円以上の支出があるもの

職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、計5部局で、13件、346万6,594円の支出があった。

【賠償金の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	1	742,200
胆 振 総 合 振 興 局	8	1,967,570
日 高 振 興 局	1	432,900
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	1	108,000
釧 路 総 合 振 興 局	2	215,924
計	13	3,466,594

空知総合振興局
胆振総合振興局
日高振興局
オホーツク総合振興局
釧路総合振興局

第3回
第1回
第3回
第2回
第3回

(3) 管理瑕疵

《指摘事項》

賠償金及び修繕費用が1件、100万円以上の支出があるもの

施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、計2部局で、5件、322万5,580円の支出があった。

【賠償金及び修繕費用の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
渡 島 総 合 振 興 局	2	1,535,712
警 察 本 部	3	1,689,868
計	5	3,225,580

注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び警察署を含む。

2 賠償金及び修繕費用の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の物損事故のほか、1件、10万円以上の物損事故に係る件数及び金額を含む。

渡島総合振興局
警察本部

第1回
第3回

《指導事項》

賠償金及び修繕費用が1件、10万円以上の支出があるもの

施設等の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、計2部局で、2件、42万2,693円の支出があった。

【賠償金及び修繕費用の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
釧 路 総 合 振 興 局	1	155,262
石 狩 教 育 局	1	267,431
計	2	422,693

釧路総合振興局
石狩教育局

第3回
第1回

(4) その他の事故等

《指摘事項》

ア 政務調査費に係る住民訴訟の一部敗訴判決に基づく、原告側弁護士報酬相当額の請求があり、賠償金として、2件、690万5,877円の支出があった。

議会事務局

第3回

イ パワーハラスメント行為並びにテナントの設置及び管理に係る訴訟において敗訴が確定し、賠償金として、2件、200万1,076円の支出があった。

教育庁

第3回

7 公有財産の損傷等が発生しているもの

(1) 公有財産の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの

《指摘事項》

ア	事務室の壁の損傷が発生し、修繕費用として、1件、5万1,840円の支出があった。	日高振興局	第3回
イ	校舎で火災が発生し、復旧費用として、39万9,600円の支出があった。 また、この火災により、理科実験用備品等3台が使用できなくなった。	白老東高等学校	第1回

(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの

《指摘事項》

<p>修繕費用等が1件、5万円以上の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計17部局で、25件、608万3,912円の支出があった。</p> <p>【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>損傷物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>経済部</td><td>1</td><td>126,906</td><td>パーソナルコンピュータ</td></tr> <tr><td>建設部</td><td>2</td><td>176,841</td><td>パーソナルコンピュータ</td></tr> <tr><td>空知総合振興局</td><td>3</td><td>435,699</td><td>パーソナルコンピュータ、スマートフォン及び公用車</td></tr> <tr><td>後志総合振興局</td><td>2</td><td>100,872</td><td>パーソナルコンピュータ及び公用車</td></tr> <tr><td>日高振興局</td><td>1</td><td>105,624</td><td>タブレットパーソナルコンピュータ</td></tr> <tr><td>宗谷総合振興局</td><td>4</td><td>273,336</td><td>公用車及びパーソナルコンピュータ</td></tr> <tr><td>オホーツク総合振興局</td><td>2</td><td>410,867</td><td>公用車及びデジタルカメラ</td></tr> <tr><td>十勝総合振興局</td><td>1</td><td>70,934</td><td>公用車</td></tr> <tr><td>北海道博物館</td><td>1</td><td>77,608</td><td>パーソナルコンピュータ</td></tr> <tr><td>教育研究所</td><td>1</td><td>3,520,800</td><td>公用車</td></tr> <tr><td>釧路方面本部</td><td>1</td><td>62,121</td><td>公用車</td></tr> <tr><td>北警察署</td><td>1</td><td>104,652</td><td>パーソナルコンピュータ</td></tr> <tr><td>江別警察署</td><td>1</td><td>99,360</td><td>可搬式速度測定装置</td></tr> <tr><td>千歳警察署</td><td>1</td><td>90,720</td><td>ジュレッター</td></tr> <tr><td>岩見沢警察署</td><td>1</td><td>279,936</td><td>卓上視覚検査装置</td></tr> <tr><td>岩内警察署</td><td>1</td><td>63,720</td><td>可搬式速度測定装置</td></tr> <tr><td>深川警察署</td><td>1</td><td>83,916</td><td>パーソナルコンピュータ</td></tr> <tr><td>計</td><td>25</td><td>6,083,912</td><td></td></tr> </tbody> </table>		部局名	件数	金額	損傷物品	経済部	1	126,906	パーソナルコンピュータ	建設部	2	176,841	パーソナルコンピュータ	空知総合振興局	3	435,699	パーソナルコンピュータ、スマートフォン及び公用車	後志総合振興局	2	100,872	パーソナルコンピュータ及び公用車	日高振興局	1	105,624	タブレットパーソナルコンピュータ	宗谷総合振興局	4	273,336	公用車及びパーソナルコンピュータ	オホーツク総合振興局	2	410,867	公用車及びデジタルカメラ	十勝総合振興局	1	70,934	公用車	北海道博物館	1	77,608	パーソナルコンピュータ	教育研究所	1	3,520,800	公用車	釧路方面本部	1	62,121	公用車	北警察署	1	104,652	パーソナルコンピュータ	江別警察署	1	99,360	可搬式速度測定装置	千歳警察署	1	90,720	ジュレッター	岩見沢警察署	1	279,936	卓上視覚検査装置	岩内警察署	1	63,720	可搬式速度測定装置	深川警察署	1	83,916	パーソナルコンピュータ	計	25	6,083,912		経済部 建設部 空知総合振興局 後志総合振興局 日高振興局 宗谷総合振興局 オホーツク総合振興局 十勝総合振興局 北海道博物館 教育研究所 釧路方面本部 北警察署 江別警察署 千歳警察署 岩見沢警察署 岩内警察署 深川警察署	第3回 第3回 第3回 第2回 第2回 第3回 第1回 第2回 第1回 第3回 第1回 第3回 第3回 第3回 第2回
部局名	件数	金額	損傷物品																																																																												
経済部	1	126,906	パーソナルコンピュータ																																																																												
建設部	2	176,841	パーソナルコンピュータ																																																																												
空知総合振興局	3	435,699	パーソナルコンピュータ、スマートフォン及び公用車																																																																												
後志総合振興局	2	100,872	パーソナルコンピュータ及び公用車																																																																												
日高振興局	1	105,624	タブレットパーソナルコンピュータ																																																																												
宗谷総合振興局	4	273,336	公用車及びパーソナルコンピュータ																																																																												
オホーツク総合振興局	2	410,867	公用車及びデジタルカメラ																																																																												
十勝総合振興局	1	70,934	公用車																																																																												
北海道博物館	1	77,608	パーソナルコンピュータ																																																																												
教育研究所	1	3,520,800	公用車																																																																												
釧路方面本部	1	62,121	公用車																																																																												
北警察署	1	104,652	パーソナルコンピュータ																																																																												
江別警察署	1	99,360	可搬式速度測定装置																																																																												
千歳警察署	1	90,720	ジュレッター																																																																												
岩見沢警察署	1	279,936	卓上視覚検査装置																																																																												
岩内警察署	1	63,720	可搬式速度測定装置																																																																												
深川警察署	1	83,916	パーソナルコンピュータ																																																																												
計	25	6,083,912																																																																													
<p>注 修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、5万円以上の物品の損傷のほか、1件、5,000円以上の物品の損傷に係る件数及び金額を含む。</p>																																																																															

《指導事項》

<p>修繕費用等が1件、5,000円以上の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計11部局で、13件、32万4,953円の支出があった。</p> <p>【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>損傷物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>出納局</td><td>1</td><td>36,828</td><td>パーソナルコンピュータ</td></tr> <tr><td>石狩振興局</td><td>2</td><td>48,960</td><td>パーソナルコンピュータ</td></tr> <tr><td>檜山振興局</td><td>1</td><td>35,877</td><td>公用車</td></tr> <tr><td>上川総合振興局</td><td>1</td><td>19,407</td><td>公用車</td></tr> <tr><td>釧路総合振興局</td><td>1</td><td>8,100</td><td>パーソナルコンピュータ(修繕診断科)</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>2</td><td>36,720</td><td>ホイールローダー及び可搬型カメラシステム</td></tr> <tr><td>北見方面本部</td><td>1</td><td>20,801</td><td>公用車</td></tr> <tr><td>白石警察署</td><td>1</td><td>34,020</td><td>可搬式速度測定装置</td></tr> <tr><td>門別警察署</td><td>1</td><td>34,020</td><td>可搬式速度測定装置</td></tr> <tr><td>旭川中央警察署</td><td>1</td><td>40,500</td><td>可搬式速度測定装置</td></tr> <tr><td>稚内警察署</td><td>1</td><td>9,720</td><td>車載式速度測定装置</td></tr> <tr><td>計</td><td>13</td><td>324,953</td><td></td></tr> </tbody> </table>		部局名	件数	金額	損傷物品	出納局	1	36,828	パーソナルコンピュータ	石狩振興局	2	48,960	パーソナルコンピュータ	檜山振興局	1	35,877	公用車	上川総合振興局	1	19,407	公用車	釧路総合振興局	1	8,100	パーソナルコンピュータ(修繕診断科)	警察本部	2	36,720	ホイールローダー及び可搬型カメラシステム	北見方面本部	1	20,801	公用車	白石警察署	1	34,020	可搬式速度測定装置	門別警察署	1	34,020	可搬式速度測定装置	旭川中央警察署	1	40,500	可搬式速度測定装置	稚内警察署	1	9,720	車載式速度測定装置	計	13	324,953		出納局 石狩振興局 檜山振興局 上川総合振興局 釧路総合振興局 警察本部 北見方面本部 白石警察署 門別警察署 旭川中央警察署 稚内警察署	第3回 第1回 第2回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 第2回
部局名	件数	金額	損傷物品																																																				
出納局	1	36,828	パーソナルコンピュータ																																																				
石狩振興局	2	48,960	パーソナルコンピュータ																																																				
檜山振興局	1	35,877	公用車																																																				
上川総合振興局	1	19,407	公用車																																																				
釧路総合振興局	1	8,100	パーソナルコンピュータ(修繕診断科)																																																				
警察本部	2	36,720	ホイールローダー及び可搬型カメラシステム																																																				
北見方面本部	1	20,801	公用車																																																				
白石警察署	1	34,020	可搬式速度測定装置																																																				
門別警察署	1	34,020	可搬式速度測定装置																																																				
旭川中央警察署	1	40,500	可搬式速度測定装置																																																				
稚内警察署	1	9,720	車載式速度測定装置																																																				
計	13	324,953																																																					

(3) 物品の亡失

《指摘事項》

物品の亡失が発生した部局が、13部局あった。

部局名	亡失物品	部局名	亡失物品
保健福祉部	ICカード乗車券	警察本部	ICカード乗車券及び共通乗車券
空知総合振興局	デジタルカメラ	東警察署	ICカード乗車券
宗谷総合振興局	ICカードキー	豊平警察署	ICカード乗車券
日高振興局	セキュリティカードキー	夕張警察署	GPS機能付外部スピーカーマイク
オホーツク総合振興局	公用車の鍵、現金領収証書等	苫小牧警察署	郵便切手
十勝総合振興局	タブレットパーソナルコンピュータ	北見警察署	公用車の鍵
根室振興局	パーソナルコンピュータ		

保健福祉部
空知総合振興局
宗谷総合振興局
日高振興局
オホーツク総合振興局
十勝総合振興局
根室振興局
警察本部
東警察署
豊平警察署
夕張警察署
苫小牧警察署
北見警察署

第3回
第3回
第2回
第3回
第2回
第3回
第2回
第3回
第3回
第3回
第3回
第1回
第2回
第3回

8 その他是正又は改善を求めたもの

経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年に策定した北海道競馬推進プランによる、インターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、昨年策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成28年度の単年度収支が8億3,528万円となり、平成25年度から4年連続で単年度収支が黒字となっている。

今年度は、単年度収支の黒字拡大に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、累計の借入金は240億4,889万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の確立に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。

農政部

第3回

【第4 公営企業会計に係る定期監査結果】

監査結果の項目別区分	部局名	報告回数
2 不適切な会計処理等を行っていたもの		
《指摘事項》		
物品購入の契約を行う場合には、その内容を明らかにした物品購入決議書を作成しなければならないが、これを行わずに契約し、事後に物品購入決議書を作成しているものが、1件、24万7,320円あった。	北見病院	第1回
3 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの		
《指摘事項》		
(1) 病院事業の経営について、当年度は純損失が4億2,611万7,125円となり、累積欠損金は523億3,426万7,520円に増加し依然として多額であることから、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。	道立病院局(旧保健福祉部所管分)	第3回
(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億8,170万5,770円と6年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は110億8,120万6,442円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度から取り組んでいる経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。	企業局	第3回
4 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの		
(1) 予算に係る事項		
《指導事項》		
ア 病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないが、諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、課税取引を不課税取引として経理しているものが、2件、1万488円あった。	江差病院	第1回
イ 保険料などその支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、その費用の全額を支出した年度の費用とすることなく、翌年度以降に繰り延べるなどの計理をしなければならないが、翌年度以降の期間計算の費用とすべき保険料や重量税などについて、支払った全額を当該年度の費用としているものがあった。	緑ヶ丘病院	第1回
ウ 病院賠償責任保険契約に基づく保険金収入は、収益発生の原因である事実の生じた日の属する年度の収益として計上しなければならないが、調定を行なった日の属する年度の収益として、翌年度に計上しているものが、1件、2万7,680円あった。 また、収益区分を療育部門で計上すべきところ、医療部門で計上していた。	子ども総合医療・療育センター	第1回
エ 役務の提供を行う単価契約の執行において、洗濯業務の費用については発注部門の数量により、医療部門と療育部門を区分して経理することとされているが、当該部門別の数量を把握せず、施設面積比で費用を按分し、経理しているものがあった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
オ 病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないが、諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、不課税取引を課税取引として経理しているものが、17件、4万3,474円あった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
(2) 収入に係る事項		
《指導事項》		
ア 物品の売払いに当たっては、売払いの契約締結後、調定し、売払代金の完納後に当該物品を引き渡さなければならないが、調定を行わず、完納前に引き渡しているものがあった。	羽幌病院	第1回
イ 車両について不用の決定をしたときは、原則として、これを売り払うこととされ、売払いに当たっては、予定価格を定め、当該価格を上回る金額で売り払うこととされているが、予定価格を下回る金額で売払いを行っているものが、1件、4万円あった。	緑ヶ丘病院	第1回
(3) 支出に係る事項		
ア 職員手当等		
《指導事項》		
特殊勤務手当の支給において、病院等に勤務する医師等である職員が、救急患者に対処するために自宅等で待機することを依頼された期間中に呼出しを受け、救急医療等の業務に従事したときは、夜間看護等業務手当を支給することとされているが、支給要件を誤ったことから、過払いとなっているものが、8名分、2万2,680円、未支給となっているものが、4名分、6,480円あった。 また、ヘリコプターによる傷病者の搬送の際に、当該傷病者の容態の変化に対処するため、医師又は看護師である職員が同乗したときは、航空手当を支給することとされているが、未支給となっているものが、1名分、5,700円あった。	江差病院	第1回

イ 賃金		
《指導事項》		
臨時職員の通勤手当の支給において、自動車等により通勤する場合は、その通勤距離に応じ支給額が定められているが、適用する加算額の区分を誤ったため、未支給となっているものが、1名分、7,436円あった。	北見病院	第1回
ウ その他		
《指導事項》		
フォーラム参加費用等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、3件、7万7,369円あった。	道立病院局（旧保健福祉部所管分）	第3回
(4) 契約に係る事項		
ア 工事契約		
《指摘事項》		
工事請負契約において、契約金額が70万円以上の場合は、請書を徴さなければならないが、これを徴していないものが、1件、73万4,400円あった。	向陽ヶ丘病院	第1回
《指導事項》		
(7) 工事請負契約を制限付一般競争入札により行うときは、入札参加資格がないと認められた者に対して、その理由について説明を求めることができる期間を設け、入札日を定めなければならないが、この期間を確保せずに公告し、入札を行っているものがあった。	緑ヶ丘病院	第1回
(4) 少額工事の請負契約において、完成の届出があったときは、検査員を指定し、完成検査を行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。 また、物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定し、当該物品の種類及び数量について、検査を行わなければならないが、その検査を行っていなかった。	向陽ヶ丘病院	第1回
イ 委託契約		
《指摘事項》		
(7) 庁舎清掃等の業務委託に係る予定価格の積算において、委託期間内での庁舎移転を理由として、特段必要性のない費用を加えて積算したことなどから、予定価格が過大となっているものが、3件、1,372万2,196円あり、このうち、契約金額が割高となっているものが、2件、367万6,884円相当あった。	北見病院	第1回
(4) 業務委託契約において、業務内容、委託期間の変更に伴う業務委託料の増額分に係る積算を行わず、受託者から示された見積金額により契約変更を行っているものが、1件、864万円あった。	北見病院	第1回
(9) 業務委託契約の積算において、社会保険料や被服費などを人件費及び一般管理費等に、重複して計上したことから、予定価格が797万9,040円過大になっているものがあった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
《指導事項》		
(7) 委託契約において、1件の予定価格が100万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。	向陽ヶ丘病院	第1回
(4) 委託契約等に係る見積合わせの執行において、無権代理人が提出した見積書及び記名押印がない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして、当該見積者と契約を締結しているものがあった。	向陽ヶ丘病院	第1回
(9) 機器等の保守点検業務委託契約において、予定価格の積算内訳と契約に定める業務内容が大幅に相違しているものがあった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
ウ その他の契約		
《指摘事項》		
(7) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。 また、納入検査は、検査員が行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。 なお、契約事務担当職員が検査を行ったものについては、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	江差病院	第1回

	(イ) 電子計算機の賃貸借契約において、契約担当者等は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないが、これを定めずに契約を締結しているものが、2件、16万6,443円あった。 また、委託契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。	向陽ヶ丘病院	第1回
	(ウ) 自動車の売払いについては、契約書の作成を省略することができないが、これを省略しているものが、1件、10万円あった。 また、当該物品の売払いに当たっては、原則として売払代金の完納後に、当該物品を引き渡さなければならないが、完納前に引き渡していた。	向陽ヶ丘病院	第1回
	《指導事項》		
	(7) 医薬品購入の単価契約に係る一般競争入札において、入札参加資格を有する者を誤って入札参加資格を有しない者として取り扱っているものがあった。	羽幌病院	第1回
	(イ) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあつた。	子ども総合医療・療育センター	第1回
	(ウ) 自動車用燃料の購入に係る単価契約を一般競争入札により行うときは、知事があらかじめ定めた物品の購入の資格を有する者を当該入札に参加する者に必要な資格の一つとして定め、公告することとされているが、誤った資格を公告し、入札に参加させているものがあつた。	企業局	第3回
(5)	財産に係る事項		
	物品		
	《指導事項》		
	(7) 委託契約において、契約の相手方に対し物品を供与するときは、あらかじめ物品払出決定書により当該物品の払出決定をし、物品受領書を徴さなければならないが、これらの処理を行っていないものがあつた。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	江差病院	第1回
	(イ) 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、郵便はがきについて、これを行っていないものがあつた。	羽幌病院	第1回
(6)	工事（技術）に係る事項		
	ア 設計		
	《指導事項》		
	法面改修工事において、植生工の設計に当たり、植生基材吹付工を選定する場合には、施工完了後、平均気温5℃以上の日が60日間確保されなければならないが、設計時点から当該期間を確保できない工程であつたにもかかわらず、この工法を選定していたため、植生不良となるおそれがあり、設計が適切でなかつた。	企業局	第3回
	イ 積算		
	《指導事項》		
	発電所改修工事において、施工時期が11月1日から3月31日までの冬期対象期間にまたがる場合には、諸経費を補正し計上する必要があるが、これを行わなかつたことから、設計金額が247万3,200円過少となつていた。	企業局	第3回
5	公用車による交通事故等が発生しているもの		
	公用車による交通事故		
	《指導事項》		
	公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、20万3,126円の支出があつた。	企業局	第3回
6	資産の損傷等が発生しているもの		
	物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの		
	《指導事項》		
	パーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、1件、9万1,584円の支出があつた。	北見病院	第1回